

## 「県税事務処理要綱（課税編のうち不動産取得税）」の改正概要

固定資産評価基準の改正に伴い、総務省自治税務局資産評価室長通知の積算条件が変更されたことから、「9 5条転用農地等の造成費相当額について（税務課長通知）」を改めるもの。